

「“実務対処型”就業規則作成講座」

開催のご案内

～その労働トラブル、受任しませんか～

講師：大久保 悟（大宮支部）

「うちに限ってトラブルなんて考えられない、だからうちは大丈夫！」

これまでの中小零細企業の経営者は、経営の安定と、働いている従業員の理解（？）に支えられ、トラブルらしき物事は表沙汰になっていませんでした。

しかし今日、採用内定、退職・解雇・雇用期間満了、未払賃金などの労働トラブルがとめどもなく発生しているのは、周知のとおりです。

そこで、採用活動、配置転換、教育研修、評価指導、賃金、そして退職又は解雇など各人事サークルの整合性を維持するために、実務対処型就業規則が必要になります。経営者を納得させるには、労働トラブルをどのように考えるべきか（判断基準）、どのように対処すべきか（行動指針）が解らなければ、リスク回避の就業規則は提案できません。

経営者は、一般的・法律的な見解を述べるアドバイスしかしらない社労士よりも実際におきた労働トラブルを解決し、または労働トラブルを予防できる方策を提案し、いざという時に適切な助言をしてくれる社労士を求めています。そこには、報酬切り下げ、顧問解約などはありません。

このチャンスを生かして”実績のある社労士と一緒に、実践をもとにした“実務対処型・就業規則“作成の急所を勉強しませんか。

- | | |
|----------|---|
| 1. 実施日時 | 平成30年10月7日(日)、21日(日)、28日(日)、
11月4日(日) の4日間 時間：10:00～16:30 |
| 2. 会場 | 埼玉県社会保険労務士会7階会議室
(住所)さいたま市浦和区高砂1-1-1 (☎)048-824-0808
JR京浜東北線/浦和駅西口より徒歩3分 |
| 3. 受講料 | (組合員・賛助会員) 36,720円(消費税・テキスト代込み)
(申込み時加入) 46,720円(消費税・テキスト代・出資金込)
(非組合員) 47,520円(消費税・テキスト代込み)
②申込みと同時に協同組合へ加入される方は、組合員・賛助会員価格となります。
※原則として、受講料の返却は致しません。やむを得ず欠席される場合は、
代替りの方の受講も受付致します。 |
| 4. 募集定員 | 30名 定員になり次第、締切らせて頂きます。
※申込人数が予定数に満たない場合は、開講を中止する場合があります。 |
| 5. 申込み先 | 埼玉県社会保険労務士協同組合 ②別添「申込書」をお使い下さい。
(TEL) 048-824-0808 (FAX) 048-816-6348 |
| 6. 申込み期限 | 平成30年9月28日(金) |
| 7. 申込み方法 | 別紙「申込書」に必要事項をご記入の上、ご提出下さい。 |

30年度就業規則作成講座 カリキュラム

講師：大久保 悟（大宮支部）

	日程	講習内容	作成の急所
第1日目	10月7日 (日) 10:00 ~16:30	副理事長 開講の挨拶	
		第1章 総則 第2章 人事 ・採用 ・異動 第3章 労働時間、休日 ・所定労働時間 ・休憩 ・休日及び休暇	<ul style="list-style-type: none"> ・企業理念・経営理念の記載 ・委任規定の確認 ・社員区分の定義 ・労働条件変更の可能性 ・新卒、中途採用について ・試用期間の長さ ・本採用しない場合のリスク回避 ・出向と転籍の区分及び応諾義務 ・雇用条件、契約見直しを行う規定を定める 他 ・始業時間の記載が明確か ・残業は許可制、届出制となっているか ・遅刻、早退、長期欠勤に関する規定 ・管理監督者等の範囲が理解されているか 他 ・休憩時間が実態に合っているか ・労働義務のある日、ない日 他
第2日目	10月21日 (日) 10:00 ~16:30	・休職及び復職 第4章 服務規律 第5章 雇用契約の終了 ・退職 ・定年退職 ・円満退職 ・辞職	<ul style="list-style-type: none"> ・勤続1年以上の者、正社員のみ適用 ・会社が認める復職への判断基準や手続き ・復職できない場合の規程、基準 他 ・別建て（社内研修等に使用） ・機密漏洩、経営情報の管理等 ・職場ルールに沿っているか ・無断欠勤、無届欠勤の定義と処分内容 ・労働契約上の付随義務 ・退職の日を明確にする ・業務内容を考慮

	日程	講習内容	作成の急所
第2日目	10月21日 (日) 10:00 ~16:30	第8章 解雇 第9章 表彰・懲戒	<ul style="list-style-type: none"> ・モラル低下、犯罪に対応した規定加筆 ・処罰の種類と内容 ・懲戒事由に包括的条項の定め ◎サービス規律違反と懲戒規定の連動
第3日目	10月28日 (日) 10:00 ~16:30	第10章 安全衛生 第11章 災害補償 第12章 福利厚生・教育訓練 第13章 運用手続き ・契約社員就業規則 ・パートタイマー社員就業規則 ・再雇用社員就業規則 ・無期転換社員就業規則	<ul style="list-style-type: none"> ・個別管理上の個人情報 ・インフルエンザ対応 ・上積保証等について ・研修費用 ・各ポイント
第4日目	11月4日 (日) 10:00 ~16:30	第6章 賃金 ◎賃金規程 ・賃金の改定 ・支給形態 ・賃金の計算期間及び支給日 ・日割、時間割の計算方法 ・賃金の支給、不支給 ・諸手当 ・研修及び宿直、日直の賃金 ・基本給及び各種手当 ・時間外、休日及び深夜勤務手当 ・賞与 第7章 退職金	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時に賃金の改定を行う旨 ・日給月給制とする ・どれくらいあけるか ・特例事業所 ・支給額の変更についての原則 ・個別の労働契約で定める
		意見交換・質疑応答等	
		理事長 終了式	

就業規則作成講座申込書

所属支部	支部	区分	開業・勤務等
事務所名			
フリガナ			組合加入の有無 有 ・ 無
お名前			
連絡先住所	〒 — —		
電話	— —	FAX	— —
e-mail(ブロック体でご記入ください)			
受講者名簿(配布用)記載について [いずれかに☑を記して下さい]		<input type="checkbox"/> 記載してもよい <input type="checkbox"/> 記載しない	

注) 受講に関するご連絡は記載の電話番号、FAX 番号、電子メールのいずれかで行います。
記入していただいた個人情報を受講以外の目的では使用いたしません。

1. 申込先：埼玉県社会保険労務士協同組合に F A X、郵便又はメールでお申し込み下さい。
【FAX 宛先】 048-816-6348 埼玉県社会保険労務士協同組合
【郵便宛先】 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 1-1-1 朝日生命浦和ビル7階
埼玉県社会保険労務士協同組合
【メール宛先】 E-mail:gyoumu@srk-saitama.jp
(メールでお申込みの場合は申込書の項目を漏れなくご記入下さい。)
2. 申込方法 (該当する数字に○をつけて下さい。)
(1). 私は、組合員 (開業) または賛助会員 (勤務等) です。
受講料 **36,720円** を指定口座に振り込みます。
(2). 私は、受講申し込みと同時に協同組合への加入を申し込みます。
 出資金 (開業) 10,000円 賛助会費 (勤務等) 10,000円 と
(いずれかに☑を記して下さい。)
受講料 **36,720円** 計 **46,720円** を指定口座に振り込みます。
(3). 私は、組合員・賛助会員ではなく、今回協同組合への加入は見合わせます。
受講料 **47,520円** を指定口座に振り込みます。
3. 支払方法 申込みと同時に受講料を下記指定口座へご入金下さい。
(振込料は受講者様負担でお願いします)
振込先 埼玉りそな銀行浦和中央支店
口座No. 普通預金 5300916
名義人 埼玉県社会保険労務士協同組合

<申込先> 埼玉県社会保険労務士協同組合
FAX:048-816-6348
TEL:048-824-0808